

## ○嘉麻市特別職報酬等審議会条例

平成18年9月29日

条例第218号

改正 平成19年3月26日条例第9号

平成20年9月30日条例第30号

平成27年3月16日条例第8号

平成30年6月26日条例第56号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(一部改正〔平成19年条例9号・20年30号・27年8号〕)

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 公共的団体が推薦する者 4人以内
- (3) 市民からの公募による者 1人以内
- (4) その他市長が必要と認める者 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの間とし、再任を妨げない。

2 委員が、委嘱されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び職務代理者)

第5条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し、審議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 26 日条例第 9 号)

この条例は、(中略)平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 9 月 30 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 16 日条例第 8 号抄)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)の施行の際現に在職する改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 16 条第 2 項に基づき任命された嘉麻市教育委員会教育長の嘉麻市教育委員会の委員としての在任期間中については、第 1 条による改正前の嘉麻市職員倫理条例第 2 条第 1 号の規定並びに第 2 条による改正前の嘉麻市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定並びに第 3 条による改正前の嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例第 1 条、第 2 条第 1 項、別表第 1 及び別表第 2 の規定並びに第 4 条による改正前の嘉麻市市長及び副市長の給料額の特例に関する条例題名及び第 2 条の規定並びに附則第 2 項で廃止する嘉麻市教育委員会教育長の給与、勤務時間その

他勤務条件に関する条例並びに附則第3項で廃止する嘉麻市教育委員会教育長の給料額の特例に関する条例は、なおその効力を有する。

附 則（平成30年6月28日条例第56号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。